

知的財産庁 (セルビア) (指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 RS. I
国内処理申請様式	附属書 RS. II

略語のリスト

国内官庁：	知的財産庁（セルビア）
PL：	2011年，2017年，2018年，2019年，2021年特許法
LR：	2004年PCTを批准する法律
LAP：	2016年行政手続に関する法律
RPL：	2019年特許法に基づく規則

指定（又は選択）官庁 RS	知的財産庁 （セルビア） 国内段階に入るための要件の概要	概要 RS
------------------	------------------------------------	----------

知的財産庁（セルビア）による国内特許の登録を望む場合：

国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30か月 ¹ PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30か月 ¹
国内官庁は権利回復を認めるか （PCT規則49.6）？	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める
権利回復手数料 ²	RSD 4,960 国内官庁は、出願人が所定の期間内に次の手続を行った場合、国際出願から生じる権利の回復を認める。 1) 権利回復請求を行い、不履行の行為すべてを遂行する。 2) 不履行の行為の適時遂行を妨げた、それを正当化するすべての理由を陳述する。 3) 管理手数料の支払証拠を提出する。 請求は、不履行の理由が解消した日から3か月以内、又は出願人が不履行について事後的に知った場合には、出願人が不履行について知った日から3か月以内であって、遅くとも期間不遵守となった日から12か月以内に行う。
要求される国際出願の翻訳文の言語 ³	セルビア語
要求される翻訳文 ³	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（これらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始することの明示の請求を行った場合が考えられる。
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない。国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めない。カラー図面が提出された場合、国内官庁は図面を白黒に変換する。

[次頁に続く]

- 1 出願人が国内段階の繰延移行をするための追加手数料を支払った場合には、期間を30日延長することができる。
- 2 この手数料は自然人による国際出願について50%減額される。
- 3 PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。

RS	知的財産庁（セルビア）（続き）	RS
国内手数料 ⁴	通貨：セルビア・ディナール（RSD） 特許： 出願手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 10個を超える請求の範囲ごとの手数料 ⁵ …………… RSD 970 国内段階の繰延べ移行の場合の追加手数料 …… 出願手数料 の50%加算 国際出願についての減額審査手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 最初の3年分の年金 ⁵ …………… RSD 13,910 小特許： 出願手数料 ⁵ …………… RSD 9,920 国内段階の繰延べ移行の場合の追加手数料 …… 出願手数料 の50%加算	
国内手数料の免除，減額又は払戻し	自然人が国際出願を行った場合，手数料は50%減額される（附属書RS. I 参照）	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2） ⁶	出願人がセルビアに居住していない場合には，代理人の選任 国際出願日の後に出願人が変更されたが国際事務局からの通知 （様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合には， 国際出願の譲渡書類 出願人が発明者でない場合には，特許についての出願人の権利 を正当化する説明書 ⁷ 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局から の通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていない場合 には，出願人の名称変更を証明する書類 国際出願の翻訳文3通 該当すれば，電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？	受理官庁に対する手続のために弁理士として登録されている 者，又はセルビアの登録弁理士	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の 効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか （PCT規則49の3.2）？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用す る。	
欧州特許を望む場合：附属書B2の欧州特許機構（EP）を参照		

4 脚注3を参照。

5 脚注2を参照。

6 PCT第22条又は第39条(1)に基づき適用される期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知で定める期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

7 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。

手 数 料

(通貨：セルビア・ディナール)

特 許：

出願手数料 ¹	9,920
10個を超える請求の範囲ごとの請求手数料 ¹	970
国内段階へ繰延べ移行する追加手数料	出願手数料の50%加算
調査手数料（国際調査報告が行われていない場合） ¹	19,910
審査手数料 ¹	9,920
審査請求の遅延提出の割増料 ¹	5,970

年 金^{1,2}：

－第3年度，国際出願日から起算	13,910
－第4年度，国際出願日から起算	16,890
－第5年度，国際出願日から起算	19,910
－第6年度，国際出願日から起算	23,850
－第7年度，国際出願日から起算	27,800
－第8年度，国際出願日から起算	31,800
－第9年度，国際出願日から起算	35,790
－第10年度，国際出願日から起算	39,780
－第11年度，国際出願日から起算	47,770
－第12年度，国際出願日から起算	55,720
－第13年度，国際出願日から起算	63,690
－第14年度，国際出願日から起算	71,620
－第15年度，国際出願日から起算	79,570
－第16年度，国際出願日から起算	87,550
－第17年度，国際出願日から起算	95,500
－第18年度，国際出願日から起算	103,460
－第19年度，国際出願日から起算	111,400
－第20年度，国際出願日から起算	119,350

優先権回復手数料

3,990

権利回復手数料

4,960

小特許：

出願手数料 ¹	9,920
国内段階へ繰延べ移行する追加手数料	出願手数料の50%加算

年 金¹：

－第3年度，国際出願日から起算	13,910
－第4年度，国際出願日から起算	16,890
－第5年度，国際出願日から起算	19,910
－第6年度，国際出願日から起算	23,850
－第7年度から第10年度，国際出願日から起算，各年	27,800

1 この手数料は自然人による国際出願について50%減額される。

2 最初の年金は国際出願日から第3年度について支払う。その後の年金は国際出願日の各年の応当日前に支払う。期間内に未払であっても支払期日から6か月以内に50%の割増料を伴い支払可能である。

特許出願から小特許出願への変更請求又はその逆の手数料 ³	3,990
期間延長手数料 ³ :	
－30日までの最初の請求	2,010
－その後の請求, 各月について	2,980

手数料の支払方法

(i) すべての手数料は、国内官庁に支払わなければならない。

(ii) 国内手数料の大部分は、セルビア共和国の予算口座, No. 840-30880845-62 (97 41-601), 参照No. 97, 続いて自治体コード及び管理番号を記入して, 郵便為替, 郵便送金又は銀行送金によって支払わなければならない。支払にはすべて, 完全な出願番号, 出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を表示する。

(iii) 外国からの支払方法は用意されていない。

³ 脚注1を参照。